

■ 介護保険を利用するには

① 要介護認定の申請



- ・ 申請窓口は、住所地の区役所介護保険係
- ・ 対象は65歳以上。40～64歳は特定疾病のみ

② 要介護認定



- ・ 訪問調査を実施、主治医意見書を作成
- ・ 認定審査会で要介護度を決定

③ 介護サービスの利用

- ・ ケアプランを作成して、サービス利用

■ 要介護認定に必要なもの

① 認定調査

- 市の調査員が訪問し、所定の項目を調査します

② 主治医意見書

- かかりつけ医が意見書を作成します

③ 認定審査会

- 訪問調査と主治医意見書をもとに、
 - ① コンピュータで一次判定
 - ② 審査会で二次判定 →最終決定

要介護認定とその変遷

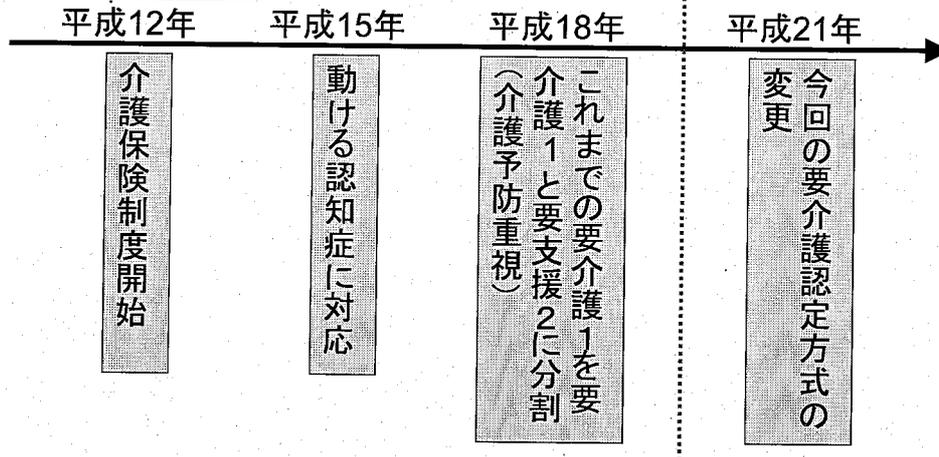
要介護認定の基本的な考え方

ケア時間: 本来ならば申請者ごとにタイムスタディ(48時間)が必要



代替案として認定調査でケア時間を推計

要介護認定の変遷



なぜ、今、要介護認定の方式を変更しなければならないのか

今回の見直しについては

① 最新の介護の手間をより正確に反映させる

(最新データへの更新)

例: 介護の手間が増加すると考えられる要因

- ・おむつによる排せつ介護からおむつ減らしによる排せつ誘導の介助
- ・認知症ケアの充実

例: 介護の手間が減少すると考えられる要因

- ・電動車いすの普及による移動の介助の合理化 等

② 精度が落ちないことを前提とした認定業務の省力化

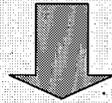
(認定調査項目 82項目→74項目 等)

のために行うものである。

要介護認定の見直しの経緯

■なぜ見直しをするのか

- ・ 要介護認定は、全国一律の基準
- ・ しかし、全国的にはバラツキがあるのでは・・・



■原因はどこにあるのか

- ・ 適正化事業を全国で展開(厚生労働省)

■見直しのポイント(3つ)

① 一次判定ロジックの見直し

- ・ 最新のデータに基づく一次判定ロジックに

② 認定調査の見直し

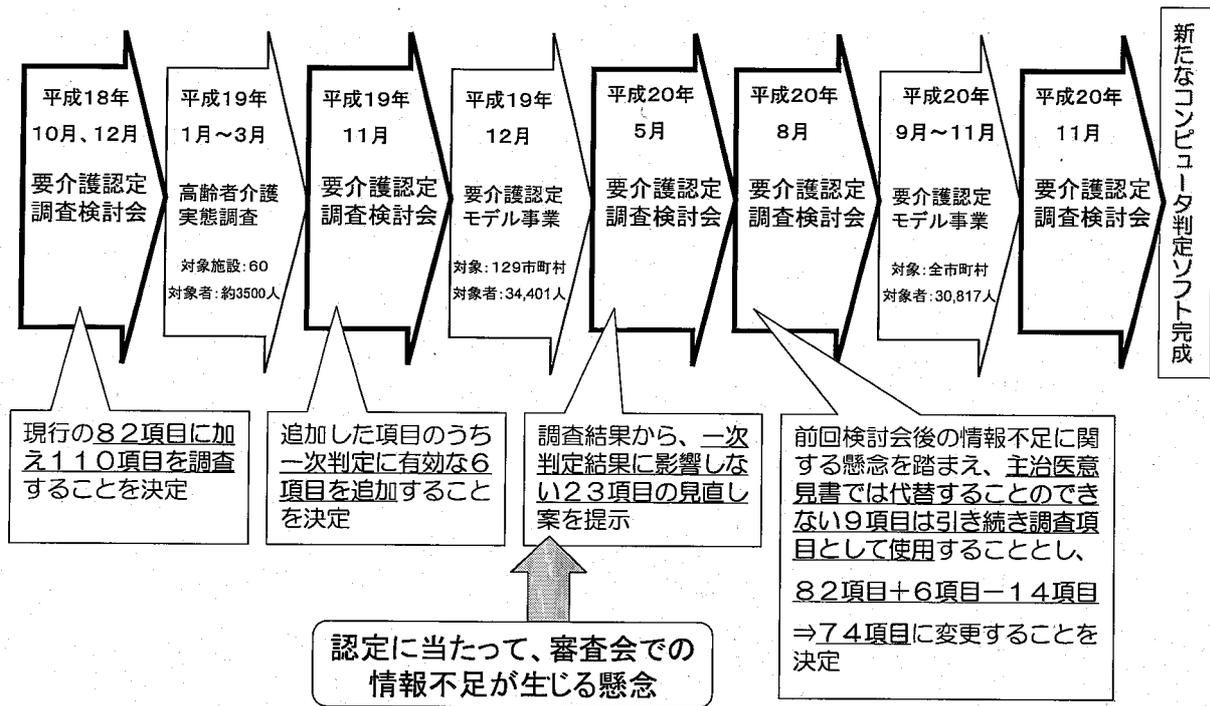
- ・ 調査項目を再整理 (82項目→74項目、7群→5群)
- ・ 調査員テキストを刷新

③ 審査会資料の見直し

- ・ 要介護1相当を廃止 (介護1・支援2を自動表示)
- ・ 審査会テキストを刷新 (わかりやすく)

要介護認定項目の見直しに向けた検討の経緯について

○これまでの経過



認定調査の見直し(74項目)

■ 追加項目は6項目

- ① 意味もなく独り言や独り笑いをする
- ② 自分勝手に行動する
- ③ 話がまとまらず会話にならない
- ④ 集団への不適応
- ⑤ 買い物
- ⑥ 簡単な調理

◎ 認知症状を表わしやすいもの

◎ 寝たきりになるプロセスで早期に落ちやすい機能 など

■ 調査項目が減ったことは(まとめ)

● 国でさまざまな検証が繰り返された結果

- ・負担軽減と平準化を図るため、効率的な調査項目に
 - ・統計的に一次判定へ影響の少ない項目は削除
 - ・生活実態を把握する上で必要なものは残した
- ⇒ 認知症の周辺症状の項目が多くはずされるのは不安
という意見があり、審査会への情報提供の重要性を考
慮して、引き続き調査項目とした。

■ 調査項目は3つの評価軸 (調査員テキスト P18表)

◎ 調査項目の選択基準は3つの軸に分類されます

- ① 能力
- ② 介助の方法
- ③ 有無

※ 現行では、これらの評価が混在している。

※ 調査項目は「選択基準」と呼ぶ。(判断基準ではない)

■ 調査項目の選択基準を再整理

◎ 介護の手間や、日常生活上の支障となっているかどうかは、選択基準から排除

(例) 問題行動などは、一定頻度で発生していれば「ある」
→ 現行では、支障や手間となっていなければ「ない」

◎ 全介助 or 介助されていないに注意が必要

(例) 移動は、寝たきりで行ってなければ「介助されていない」
→ 現行では、概ね「全介助」

- ※ 選択基準が変わったところがある
- ※ 警告コードも確認。定義どおりならOK。

要介護認定の見直し

■ 見直しの予定 (H21年3月12日現在)

● 4月1日以降、全申請者に適用

※ 3月31日申請分まで現行どおり

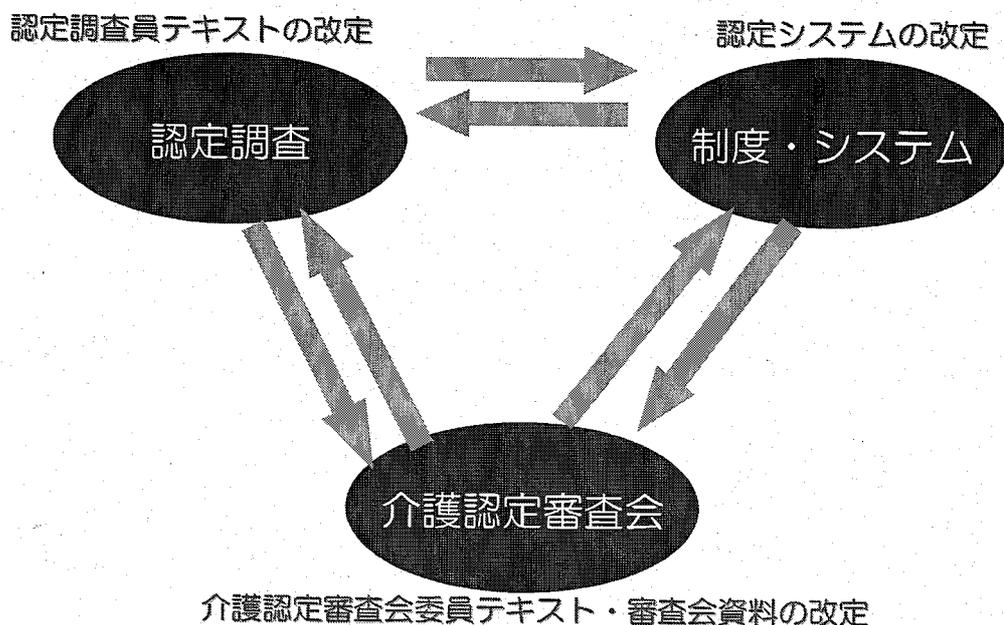
※ 申請区分は問わない(新規・更新・区分変更など)

	3月	4月	5月～
申請	現行	新	新
調査	現行	新	新
審査	現行	現行	新

要介護認定モデル事業(第二次)の結果の概要

- ・ 二次判定による重度変更、軽度変更ともに全国での平準化が図られた。
- ・ 要支援2、要介護1の全国での出現比率のバラツキは若干の改善が見られた。
- ・ 現行及びモデル事業の一次判定において判定が一致した割合は57.6%、モデル事業の方が現行の判定より重度に判定される割合は22.6%、軽度に判定される割合は19.8%であった。
- ・ 現行及びモデル事業の二次判定において判定が一致した割合は63.2%、モデル事業の方が現行の判定より重度に判定される割合は16.7%、軽度に判定される割合は20.1%であった。
- ・ 全国における各要介護(要支援)状態区分の出現割合については、一次判定、二次判定ともにほぼ現行の審査判定と同等であると考えられる。

平準化へ向けて



今後の対応について

① 通知の発出

- ・ 新たなテキストに基づく特記事項の記載の励行
 - ⇒ 審査会の重視
 - ⇒ 疑義のある特記事項の記載内容（考え方等）については、整理の上、適宜追加
- ・ 審査に不服がある場合への対応強化
 - ⇒ 自治体における窓口対応の強化
 - ⇒ 対処法（審査請求、区分変更）の周知徹底
 - ⇒ 自治体での迅速な対応を依頼

② 制度改正後の検証（要介護認定実態調査）

- ・ 公開の場において検証を実施（関係団体等にも参加依頼予定）
 - ・ 新旧の制度の各要介護度の構成割合の比較 など
-

要介護認定の見直しについて

1. なぜ要介護認定を見直すのですか。
2. 今回の見直しの内容は。
3. 今回の見直しにより、どのようなメリットがあるのですか。
4. これまでよりも軽度に判定されてしまうとの指摘がありますが、実際にはどうなるのですか。
5. 介助が行われていない場合に、認定調査において「自立（介助なし）」と一律に判定されるのはなぜですか。
6. 認定審査会について何が変更になりますか。
7. 見直しについて延期はできないのですか。

問1 なぜ要介護認定を見直すのですか。

(回答)

要介護認定については、

- ① 状態が変わらないのに認定が軽くなることがあり、認定にバラツキがあるのではないか
- ② 最新のケアを踏まえた介護の手間をきちんと反映していないのではないか

との指摘がなされており、今回の見直しはこれらの指摘を解消するために行うものです。

(参考)

①について

- 例えば、認定調査における「麻痺等の有無」の定義が現在は自治体により異なる
A自治体：「歩行時にふらつく」→「下肢の麻痺あり」と判定
B自治体：「這って移動できる」→「下肢の麻痺なし」と判定

②について

ケアの変化（例）	介護の手間の変化
「おむつを着用」から「排せつ誘導介助」 （尿意を聞く、トイレへの付き添い等）	ケア量の増加
認知症ケアの充実（職員の付き添い等）	ケア量の増加
電動車いすの普及	車いすを押す介助の減少

問2 今回の見直しの内容は。

(回答)

要介護認定について、今回、主に以下の見直しを予定しています(資料1)。

1. 認定調査において、
 - ① バラツキをなくすために、調査項目の記載方法を変更。
 - ② ケアにかかる手間を正確かつ効率的に推計するために、調査項目(82項目)のうち、他の項目で代用可能なものや要介護度を分別するのに有効でない項目を除外。併せて、認知症に関連する項目(6項目)を追加。
2. 最新のケアを踏まえた介護の手間をより正確に反映させるため、一次判定に用いるデータを更新。
3. 認定審査会について、より適切でバラツキのない認定審査が行われるよう、「事後検証のために使用される指標」を認定審査会資料から分離。

問3 今回の見直しにより、どのようなメリットがあるのですか。

(回答)

今回の見直しにより、認定におけるバラツキが少なくなること、また最新のケアを踏まえた介護の手間を、より反映した認定となることが見込まれます。

これにより、申請される方の状態が要介護度に適切に反映された、より公平な認定審査が行われることとなります。

問4 これまでよりも軽度に判定されてしまうとの指摘がありますが、実際にはどうなるのですか。

(回答)

新たな認定方式に関する様々な検証の結果によると、今回の見直しにより、一概に要介護度が低く判定されるものではないと考えています（資料2）。

問5 介助が行われていない場合に、認定調査において「自立（介助なし）」と一律に判定されるのはなぜですか。

(回答)

新たな認定方式においても、明らかに介助が行われている、または明らかに介助の必要がない方については、これまで通り判定されることとなり、9割以上の項目について従来と同じ調査結果となることを見込まれます。

今回の見直しでは、それ以外の調査項目について、調査員が推測するのではなく、実際に行われている介助の内容を観察して、選択肢を選んだ上で、必要な情報を付記することとしています。

また、新たな認定調査において、介助が行われていない場合には、当初案では「自立（介助なし）」と取り扱っていましたが、一般の方々からの意見を踏まえ、「介助されていない」に改める予定です。

この見直しにより、大きく以下の2点が改善され、従来よりも更に正確でバラツキのない認定審査が可能となります。

【見直しによる改善】

1. より正確な情報を把握できます。

(参考) 見直しの例

(例) 重度の寝たきり者で、一週間以上「洗顔」が行われていない者の場合

○現 行：認定調査員の推測による判断

↓

○見直し後：「介助されていない」を選択し、特記事項に介助が足りない（洗顔が十分になされていない）との内容を詳しく記載

→ この見直しにより、より申請者の状況を反映した認定審査が実現する

2. 調査結果のバラツキを抑えることができます。

(参考) 見直しの例

(例) 重度の寝たきり者で、「移動・移乗」の機会のない場合

○現 行：認定調査員の推測による判断

↓

○見直し後：「介助されていない」を選択し、特記事項に状況を詳しく記載

→ この見直しにより、よりバラツキのない適切な認定審査が実現する

問6 認定審査会について何が変更になりますか。

(回答)

認定審査会については、以下の点に変更となります。

1. 審査会資料の見直し

- 介護にかかる時間の総量と内訳について、より視覚的に把握しやすくなるよう見直し。
- より適切でバラツキのない認定審査が行われるよう、「事後検証のために使用される指標」を認定審査会資料から分離。

2. 特記事項を重視した二次判定

- 一次判定では捉えられない、個々の高齢者の状態・状況といった、いわゆる「アナログ情報」について、認定調査の過程で、認定調査員が特記事項としてこれまでよりも正確に記載することとしており、審査会においては、こうした特記事項を踏まえ、必要があれば一次判定の結果を変更。

このことにより、認定審査会の重要性はこれまで以上に高まることとなります。

問7 見直しについて延期はできないのですか。

(回答)

今回の要介護認定の見直しは、利用者にとって不公平感につながりかねないバラツキを減らし、併せて介護技術の進歩を取り入れるために行われるものです。

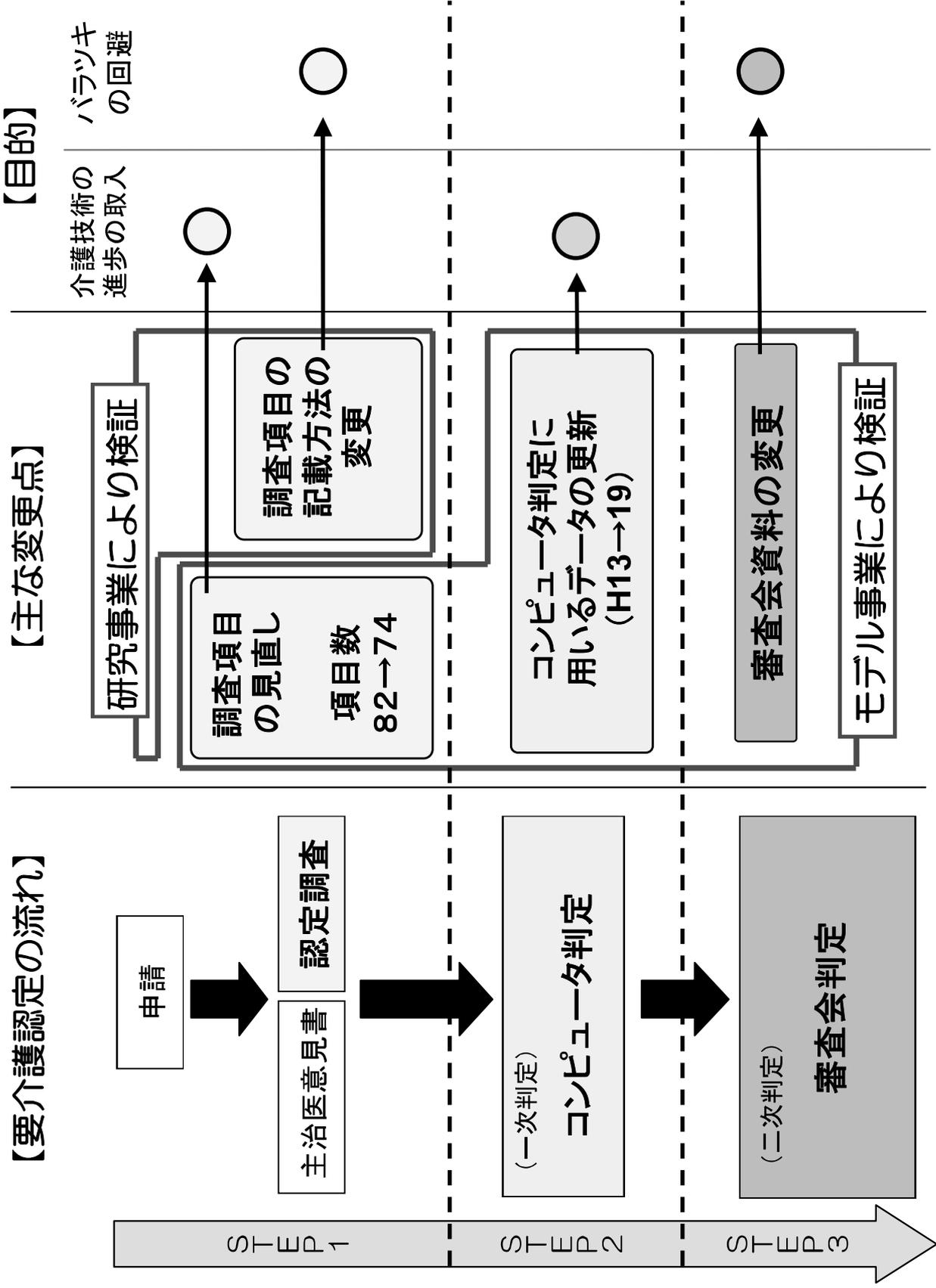
見直しに当たって行った様々な検証の結果によると、新たな要介護認定方式においては、現行と比べ、一概に要介護度が低く判定されるものではないと考えられます。

一方、利用者等に不安が生じないよう、新たな要介護認定方式について十分な説明を行うことは重要であることから、新たな要介護認定方式の開始前に、今回の見直しの内容や趣旨について利用者を含む関係者への周知を幅広く行う等の対応を行ってまいります。

併せて、認定審査結果について不服がある場合は都道府県の介護保険審査会に対する審査請求が可能ですが、迅速な審査ができるよう、申請方法等について利用者を含む関係者への周知を図るなど努めてまいります。

なお、厚生労働省としては、見直し後の要介護認定の実施状況を把握した上で、結果の事後検証を公開で利用者の方も含め、速やかに行い、必要に応じて適宜見直しを行うこととしています。

要介護認定の主な変更点と目的 (資料1)



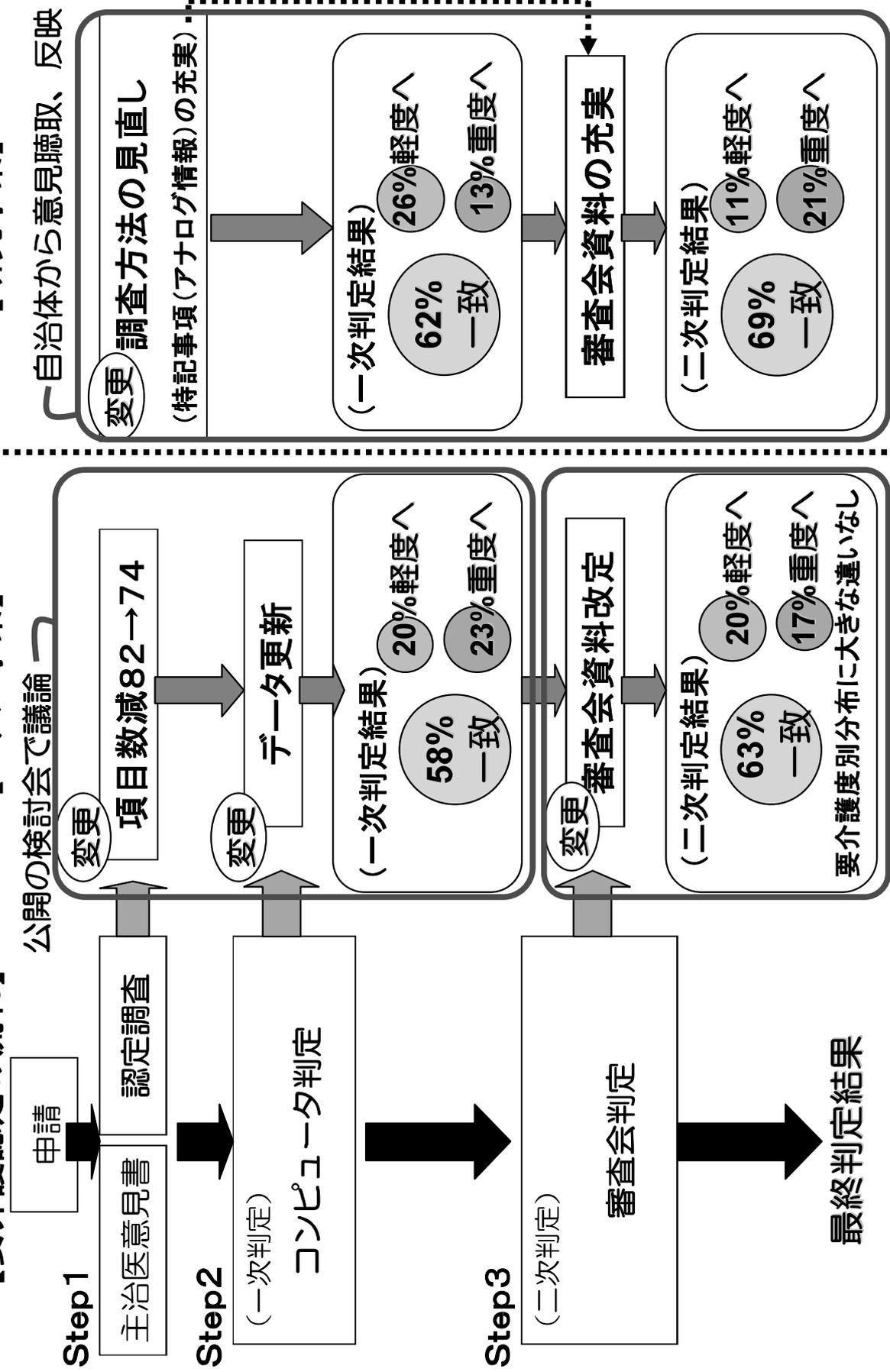
要介護認定の見直しの検証

(資料2)

【要介護認定の流れ】

【モデル事業】

【研究事業】



平成 21 年 3 月 17 日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定に関する報道について

本年 4 月からの要介護認定については、より正確に介護の手間を反映し、不公平感につながりかねないバラツキを減らすための見直しを行うこととしております。

特に認定調査については、これまでの「日常生活の支障を勘案して判断する」方式から「目に見える」「確認し得る」という事実によって判定し、「日常生活の支障」は特記事項に記載することとしたところです。

先般来、当方の説明が十分とは言えず、要介護認定に関する報道においてご心配をおかけしているところです。

そうした中、3 月 17 日朝に、「認定調査方法について見直す」との報道がありました。本件については、要介護認定の見直しの基本方針を変更するのではなく、テキストにおける認定調査項目の選択肢の選び方について、誤解が生じかねないとのご意見が利用者等から寄せられており、そうした声を受けて、解釈の明確化を行うこととしております。

例えば、

- 「移乗」について、寝たきりである者が車いす等への移乗がない場合は「自立（介助なし）」とされるおそれがあったが、寝たきりの方に褥瘡防止のための体位交換やシーツの交換で介助が行われていれば「全介助」を選択する、
 - 買い物について「買い物の適切さについては問わない」とされており、認知症の者が「買い物ができる」と判定されかねないとの疑念について、きちんと買い物できていないため後で家族が品物やお金を返しに行くといった介助が行われている場合には「一部介助」を選択する、
- など通知において具体例をお示しする予定です。

今後のスケジュールとしましては、

- ① 要介護認定等基準時間の推計の方法に係る告示は 3 月下旬に公布予定、
- ② 認定調査項目の明確化を行った通知やテキストについては、最終的には 3 月下旬に発出予定ではありますが、

- ③ テキストのPDF版等出来る限り早急に介護保険最新情報等でお知らせさせていただきます。
- ④ 予定通り4月実施に向けて、引き続き介護保険最新情報等によってご連絡させていただき事項等があるかと思しますので、よろしく願いいたします。
また、ご質問やご懸念の点等ございましたら、以下の連絡先までご連絡いただければと思います。

なお、3月16日付け「介護保険最新情報V.66」につきましては、今回の要介護認定の見直しに係る市民の方への説明等の際にご活用いただければと思いますので、よろしくご査収ください。

<連絡先>

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

課長補佐 田中

係長 青木

係員 渡邊

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 3943又は3944)

FAX : 03-3595-4010

平成21年3月19日

北九州市保健福祉局
介護保険課

要介護認定の見直しにかかる周知及び研修について

1 市民への周知

- ・要介護認定の申請（更新）をした被保険者への説明
訪問調査員が、訪問調査実施時に対象者（被保険者）に対して見直しに関する説明文書を交付し、口頭による説明を行う。

2 事業者への周知

- ・研修参加への促進
福岡県主催の事業者向け（居宅介護支援事業所及び介護保険施設）研修開催の周知を行い、研修への参加を促した。
- ・文書による周知
見直しに関する文書を、事業者（居宅介護支援事業所及び介護保険施設）に対して通知する。（3月24日発送予定）

3 研修の実施状況

実施回数：47回（実施予定分含む、延べ）

- ・訪問調査員（市嘱託員及び市福祉事業団職員）
開催回数：6回　一人あたり2回受講
- ・北九州市認定審査会委員
開催回数：16回　一人あたり2回受講
- ・地域包括支援センター職員
開催回数：3回
- ・ケアマネジャー（居宅介護支援事業所及び介護保険施設）
開催回数：5回